

宗像市教育評価委員会委員名簿（案）

任期：平成24年6月1日～平成26年5月31日

| 区 分 | 氏 名 | 新任・再任 | 所 属 |
|----------------------|-------|-------|-----------------------|
| 知識経験を有する者 | 堺 正之 | 再任 | 福岡教育大学教授 |
| | 井上 豊久 | 再任 | 福岡教育大学教授 |
| | 高橋 清美 | 新任 | 日本赤十字九州国際看護大学 准教授 |
| | 釜瀬 計 | 新任 | 福津市立神興幼稚園園長 |
| その他教育委員会が 必要と認めた者 | 東 博子 | 再任 | 宗像市市民参画等推進審議会 副会長 |
| | 南 博 | 新任 | 北九州市立大学都市政策研究 所准教授 |

旧任

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 |
|----------------------|-------|----------------------------|
| 知識経験を有する者 | 松尾 和江 | 日本赤十字九州国際看護大学 准教授 |
| | 高杉 洋史 | 宗像市私立幼稚園園長会 玄海ゆりの樹幼稚園園長 |
| その他教育委員会が 必要と認めた者 | 花田 省蔵 | 宗像市商工会長 |

宗像市教育評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条の規定に基づき、宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価及び提言を行うため設置する宗像市教育評価委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、教育委員会の権限に属する事務で、教育行政の推進上の事業を対象に行うものとする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、前条に規定する対象事業の取組状況及び対象事業の実施による成果及び課題等を分析検討の上、今後の教育行政の取組の方向性を示すものとする。

(組 織)

第4条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他教育委員会が必要と認めた者

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

(出席の要求)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(報告及び公表)

第9条 教育委員会は、点検評価の結果に関する報告書を作成し、市議会に報告するとともに、市民へ公表するものとする。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。